

# 厚生労働省への要望書提出時における担当者との懇談の報告

2006年3月

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）事務局

全国放課後連では3月20日に厚生労働省へ要望書（4・5ページを参照）を提出し、担当者との懇談を行ないました。要望書は、障害のある子どもの放課後活動を発展させる観点からのもので、主に障害児タイムケア事業と児童デイサービスの問題を取り上げました。懇談時間は、予定の1時間を超えて1時間30分に及びました。

要望項目や質問、およびそれに対する回答の概要を報告します（文責：全国放課後連事務局）。

《日時》 2006年3月20日 11時～12時30分

《場所》 厚生労働省 共用第2会議室

《対応者》 川島 均氏（社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 居宅支援係長）

《出席者》 永野（会長）、賀屋（愛知）、佐々木（愛知）、田中（事務局）、村岡（事務局）

## （1）障害児タイムケア事業について

■要望項目①：「放課後活動を『社会に適應する日常的な訓練』（障害児タイムケア事業実施要綱）を実施して子どもの成長・発達に重要な貢献をする事業としてはっきり位置付け、それにふさわしい補助基準を設けてください」に対して⇒

☐回答 障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置付けた事業は、地域の実情に応じて行なう。ただし、（地域生活支援事業は）統合補助金ということなので、どういう配分にするかは事業実績などに基づいて各自治体で行なう。（ある自治体では）A（という事業）にボリュームがあっても、（別の自治体では）Aを行なわないでBを行なう場合もある。補助基準や利用料をいくらにするかということは国からはお示ししない。個別給付と組み合わせて実施することもできるので、各自治体で決めてほしい。

■要望項目②：「『タイムケア』という言葉は、時間ぎめで子どもを単に預かるというイメージがあります。事業本来の目的に合致した名称に事業名を変更してください」に対して⇒

☐回答 国の名称は障害児タイムケア事業だが、自治体で要綱を定めて名称を変えて実施してもよい。障害児タイムケア事業は（2005年度から）引き続けている事業なので、厚労省としては名前をすぐに変える予定はない。

■質問：「（2005年度は補助金事業だった）障害児タイムケア事業を、十分に普及し切らないうちに地域生活支援事業に組み込んでしまうのはなぜか」に対して⇒

☐回答 予算要求では（補助金事業のまま）今年度の1.5倍で要求したが、財政的な面で厳しい。（現在は）利用回数にノルマをかけているが、今後は設けない。障害児タイムケア事業の性格を考えると、ノルマを作って制限して行なうよりも、大規模なものから小規模なものまで地域の実情に

合わせて行なっていただきたい。障害児タイムケア事業は地域生活支援事業と性格的に一致している。利用料は、所得に応じて上限を設けているので、それを加味して（自治体に）考えてもらえる。利用頻度に応じてゼロや低額にすることも可能。個別給付とのバランスを考えて決めてほしい。（障害児タイムケア事業を実施から）1年で（地域生活支援事業に組み込むのは）早過ぎるという意見もあったが、今後取り組んでいくところ（自治体）もあるだろう。地域生活支援事業の中で、必要があれば行なってほしい。皆さんも市町村に必要性を訴えてほしい。地域生活支援事業には、移動支援とかコミュニケーション支援とか必須事業もあるが、全て（の事業）を必須事業に位置付けるのは難しい。必ず取り組むもの、自由に取り組むものと区別すると、障害児タイムケア事業は自由裁量で取り組むものとなる。全国的に行なっていけば必須事業になったかも知れないが。

## （２）児童デイサービスについて

- 要望項目①：「早期療育（障害への早期対応、親・家族への様々な支援）と学齢児に対する療育とを区別して考えることは必要なことです。ただし、学齢児への発達支援も不可欠であり、必要とする子どもを対象にして療育を実施することが求められます。学齢児への療育は、時間的に放課後などにおいて実施するだけであって、『療育を必要とする児童』と『放課後対策、レスパイト』とに区別して考えることは合理的ではありません。学齢児への療育も児童デイサービスの事業としてきちんと位置付けて実施してください。したがって、学齢児への療育の報酬単価は引き下げることなく、早期療育と同じ単価としてください」に対して⇒

**回答** 児童デイサービスは法律補助なので、（対象者が）小学生までという制限はない。（報酬単価が）手厚いほうの児童デイサービスでも18歳未満を対象とする。児童デイサービスは支援費制度の実施以降、午前中は療育を行ない、午後から放課後対策で預かり的に行なっているところもある。発達障害関係（の子ども）も入ってきている。児童デイサービスを拡大して行なっていて、（児童デイサービスが）万能選手になりつつある。かたや熱心にやっていてすごい赤字のところもあれば、かたや黒字のところもある。まじめに手厚くやっているところは適切に評価したい。人員配置は、現行の「（子ども）15人以上に（指導員）2人」よりも手厚くし、日中活動のサービスを含めて（行なうことのできる）サービス管理責任者を置く。「経過措置」は、「療育」なのか「預かり」なのかのグレーゾーンを3年間で実態を見て決めようというもの。

- 質問：「放課後活動も子どもの成長・発達に重要な貢献をしている。放課後対策だから預かりサービスだというイメージが（厚労省には）あるのではないか」に対して⇒

**回答** 語弊があったかも知れないが、放課後だから（子どもを単に）預かっているということではない。放課後という時間的なものではなく、内容的なもので判断したい。放課後における療育まで排除しているわけではない。（療育の対象者を）年齢で分けをするわけではない。

- 要望項目②：「学齢児の場合は、障害の確定が困難な場合のある乳幼児とは状況が異なるため、児童相談所などの判断を求めることなく児童デイサービスを利用できるようにしてください」に対して⇒

**回答** 市町村が児童デイサービスの支給決定をする時は、児童相談所や保健所で判断してもらう。専門機関をかませることが必要。

■質問：「障害児の支給決定のための5領域10項目の調査はほとんどが身体介護に関するもので、実態を反映していないのではないか」に対して⇒

**回答** 児童の支給決定を今後検討するためのデータ収集と合わせている。この項目のもので支給決定として当てはまるのか、データを分析して項目を検討したい。担当が個々に分かれていて、支給決定は（別の担当者が）「者（大人）」と合わせて検討している。詳細には決まっていない。児童は発達途上なので判定が難しい。判断項目が作れるのかどうか。判断項目を実際に行なう前に、大人用のマニュアルを出して検討したい。（検討結果が）出なければ独自の解決（方法）を出さなければならない。4月から、調査項目に当てはめることが支給決定に直接結びつくわけではない。

■要望項目③：「提案されているサービス管理責任者については、子どもへの発達支援の観点から、配置する必要性を明確にしてください。また、3年間の経過措置を置き、必要な体制がその間に整えられるよう、サービス管理責任者の経験要件年数を3年としてください。発達支援の観点から管理者・ヘルパー・指導員の研修制度を設けてください」に対して⇒

**回答** サービス管理責任者の要件を今検討している。サービス管理責任者の実務経験は一律5年としている。他の実務経験があれば短縮できる。児童デイサービスもそうした並びで定めている。児童施策全体が大きく変えられるか3年をめどに検討しようということになっている。児童デイサービスは通園施設の要件緩和版としてできたが、（通園施設の）穴埋め的な位置付けではなく、児童施設と児童デイサービスのあり方を合わせて検討したい。3年後までにうまく検討できなければ、延ばすこともありうるが。研修については、児童デイサービスのサービス管理責任者用のものを立ち上げる予定。有識者からもヒアリングを行なって、どういうものが必要かを検討したい。基本のものがあって児童デイサービスはそこにプラスするような、児童デイサービスに特化した内容を検討したい。

■質問：「サービス管理責任者は（今年10月からの新しい人員配置の）15（子ども）：3（指導員）の中に入っているのか、それとも外にあるのか。サービス管理責任者が現場と切り離された形で子どもの支援計画を立てるのではなく、指導員全員で立てていくべきではないか」に対して⇒

**回答** サービス管理責任者は15：3（の中）に入っておらず、（サービス管理責任者を入れると）15：4になる。4人の勤務体制で単価は7000円。単価設定は日割り計算で出している。国の賃金を基にして、（指導員を）何人配置するか、（そこに指導員以外の職種を）何人プラスするか（を計算する）。それを15人で割って、日割りにして（報酬単価を）出さざるを得ない。（報酬単価に）プラスアルファを付けることは難しい。（職員配置）基準上、サービス管理責任者を打ち出さなければならない。別々に基準を出して区分けする必要がある。最初から（サービス管理責任者と指導員とが）兼任ではいけない。サービス管理責任者は業務に差しさわりがなければ、必要に応じてサービスも提供してよい。サービス管理責任者は、教育・医療機関との連携をマネジメントすることも必要だが、児童の発達経過の状況に応じて指導もしてくださいということになる。

平成18年3月20日

厚生労働大臣 川崎二郎殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

会長 永野幸雄

【事務局】 〒187-0032 小平市小川町1-983

ゆうやけ子どもクラブ内

TEL・FAX 042（344）2448

## 障害のある子どもの放課後活動に関する要望書

日頃より障害者施策の推進のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）は、障害のある子どもを対象にした放課後や学校休業日における活動（以下、「放課後活動」と略す）を発展させることを目的として平成16年8月に結成され、調査・研究プロジェクト事業などを通じて全国の放課後活動の概況を把握する努力などを行なっています。平成17年度より障害児タイムケア事業が開始され、①障害のある子どもの放課後活動の場の確保、②親の就労支援、③家族の休息の確保などの必要性が認められたことについては高く評価しています。

さて、障害者自立支援法が今年4月より施行されることに伴って、障害のある子どもの放課後活動がどのように位置付けられるのかについて注目しています。障害児タイムケア事業については、4月から障害者地域生活推進事業に組み入れられた上で、10月からは障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置付けられます。また、児童デイサービス事業の中で実態として放課後対策となっていたサービスについては、既存の事業は3年間の経過措置を置いたあとで障害児タイムケア事業において対応するとされています。

放課後活動には、親の就労やレスパイトを実現するために子どもを単に預かるという役割があるだけではありません。指導員や子ども同士の関わり合いを通じて、子どもの心身の力を学校や家庭とは異なる様々な場面で発揮させ、実生活の中で生きて働く力として定着化・豊富化するという大きな役割があります。先駆的に活動を実施しているところでは、学校教育とは質が異なりながらも子どもの成長・発達に重要な効果をもたらす活動としてすでに多くの成果を生み出しています。放課後活動は子どもの成長・発達に重要な役割を果たす活動であり、それにふさわしい位置付けがなされることが求められます。

障害のある子どもの放課後活動の充実を願い、以下の点について要望いたします。

### （1）障害児タイムケア事業について

障害児タイムケア事業は、今年10月以降は障害者自立支援法の地域生活支援事業に組み込ま

れることになっています。また、地域生活支援事業の中で障害児タイムケア事業は、市町村地域生活支援事業の「その他の事業」の1つとして、平成17年5月に発表された「障害児タイムケア事業実施要綱」に基づいて実施するとされています。

- ① 放課後活動を「社会に適応する日常的な訓練」（障害児タイムケア事業実施要綱）を実施して子どもの成長・発達に重要な貢献をする事業としてはっきり位置付け、それにふさわしい補助基準を設けてください。
- ② 「タイムケア」という言葉は、時間ぎめで子どもを単に預かるというイメージがあります。事業本来の目的に合致した名称に事業名を変更してください。

## （2）児童デイサービスについて

社会保障審議会障害者部会（2月9日）の資料「児童デイサービスの見直しについて」によると、「実態は、療育サービスと放課後対策的なサービスが混在」していることを「問題点」として挙げ、「療育を必要とする児童」と「放課後対策、レスパイト」とに整理をし、前者を児童デイサービス、後者を障害児タイムケア事業で対応するとされています。また、「一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導」を行なっている既存の児童デイサービス事業所には「一定の期間内（3年を想定）」の「経過措置」が設けられ、その場合の報酬単価は「現行の基準単価より低く設定」するとされています。

- ① 早期療育（障害への早期対応、親・家族への様々な支援）と学齢児に対する療育とを区別して考えることは必要なことです。ただし、学齢児への発達支援も不可欠であり、必要とする子どもを対象にして療育を実施することが求められます。学齢児への療育は、時間的に放課後などにおいて実施するだけであって、「療育を必要とする児童」と「放課後対策、レスパイト」とに区別して考えることは合理的ではありません。学齢児への療育も児童デイサービスの事業としてきちんと位置付けて実施してください。したがって、学齢児への療育の報酬単価は引き下げることなく、早期療育と同じ単価としてください。
- ② 学齢児の場合は、障害の確定が困難な場合のある乳幼児とは状況が異なるため、児童相談所などの判断を求めることなく児童デイサービスを利用できるようにしてください。
- ③ 提案されているサービス管理責任者については、子どもへの発達支援の観点から、配置する必要性を明確にしてください。また、3年間の経過措置を置き、必要な体制がその間に整えられるよう、サービス管理責任者の経験要件年数を3年としてください。発達支援の観点から管理者・ヘルパー・指導員の研修制度を設けてください。